

知っ得シリーズ Vol.1

もめない相続のために

# 相続問題ガイド

相続の問題を起こさないために、  
「これだけは知っておきたい」  
ことを特集しています。

## 岩永法律事務所

弁護士 岩 永 隆 之

弁護士 黒 岩 英 一

住 所 〒850-0032 長崎市興善町4番5号  
カクヨウBLD5階

TEL 095-829-2120

URL <http://www.iwanaga-law.jp/>

Mail [iwanaga-ta@ace.ocn.ne.jp](mailto:iwanaga-ta@ace.ocn.ne.jp)

## はじめての相続

家族同士の場合、性格が違っていても中心となる親が活着ている間は、あまりいがみあったりはしないものです。ところが、親が亡くなって相続が発生すると、財産の大小に関係なく遺産分割でもめて骨肉の争いに発展してしまうことも珍しくありません。

そこで、この小冊子では、突然始まる相続について、誰でも簡単に「自分がどのタイミングで何をしなければならないか？」を理解できるようにまとめましたので、あなたの生活に是非お役立てください。

- 相続手続きの流れ ..... P . 0 2
- 相続するか、放棄するか考えましょう ..... P . 0 3
- 誰が、どれだけ相続するのか ..... P . 0 4
- 遺産分割協議書の作り方 ..... P . 0 5
- 遺言のススメ ..... P . 0 7
- 岩永法律事務所のサービスメニュー ..... P . 1 0

What's 相続



# 相続手続きの流れ

一般的に相続手続きの流れは、以下のようになります。

一定の期間を過ぎるとある行為を制限されるものが多々ありますので、くれぐれもご注意ください。

## 7日以内

- 死亡届を提出する（市区町村に提出）
- 死体火葬許可申請書を提出する（市区町村に提出）



## 14日以内

- 世帯主変更届を提出する（市区町村に提出）
- 公共料金などの名義変更
- 遺言書の有無を確認する  
（公正証書遺言の場合、公証人役場で検索できます）
- 相続人調査を行う
- 相続財産・負債を調査する  
（併せて、保険金の請求手続も行うのがよいでしょう）



## 3ヶ月以内

- 相続放棄・限定承認の手続きをする**



## 概ね4ヶ月以内

### 遺言がある場合

↓  
自筆遺言の場合は家庭裁判所で検認

↓  
遺言者の執行・名義の変更

### 遺言がない場合

↓  
遺産分割協議

↓  
遺産分割協議書作成

↓  
協議不成立の場合は家庭裁判所で調停・審判



## 10ヶ月以内

- 相続税の申告・納付を行う



## 12ヶ月以内

- 遺留分減殺請求の申立を行う**

## 相続が発生したら・・・ 「相続する」か「放棄する？」か

相続人は、相続が発生したら、大きく分けて2つの選択をすることができます。

1つは、相続財産を「相続する」という選択肢、もう1つは、「相続しない」（相続放棄）という選択肢です。

相続財産には、プラスの財産（家、預金など）とマイナスの財産（被相続人の借金）が存在します。

仮にお亡くなりになられた方（被相続人）に借金があった場合、相続人はマイナスの財産、つまり「借金」を相続することになります。このような「借金」まで相続することにならないよう、相続には「相続放棄」という選択肢が用意されているのです。

### 「相続する」場合

相続する場合は、相続を知ってから**3**ヶ月以内に相続放棄をしなければ、自動的に相続し、遺産分割手続きに進みます。

### 「相続放棄」の場合

相続放棄とは、被相続人の残した財産や借金を引き継ぐ権利がある相続人が、それら財産や借金を「**引き継ぎません**」と宣言することです。

相続放棄は、相続開始（被相続人の死亡）を知ってから**3**ヶ月以内に、家庭裁判所に対して、相続放棄申述書という書類と戸籍謄本を提出して行います。

### 相続人が複数いる場合

相続人が複数の場合は、一部の人だけが放棄することも可能ですし、全員放棄というのも可能です。

ただし、相続では「これは相続するけれど、これは相続しない」ということは、原則できません。

ですから、どんなに遅くとも**3**ヶ月以内には相続財産額がプラスなのかマイナスなのかくらいは確認できる調査をしなければいけません。

### 相続人と相続割合

誰にどれだけの財産を相続させるかについては、被相続人が遺言書によって指定できます。ただ、現在、遺言書を作成している方は、ごく少数です。遺言書がない場合、民法が相続人と相続の割合を定めています。民法の定めるルールは次のとおりです。

残されている人	相続の割合
亡くなった方に配偶者と子がいる場合	配偶者、子→共に $1/2$ ずつ相続します 子どもが複数の場合、 $1/2$ をさらに平等の割合で分割します（例：子2名の場合、子1人につき、 $1/4$ ）
亡くなった方に配偶者と父母がいる場合	配偶者が $2/3$ 、父母が $1/3$ を相続します
亡くなった方に配偶者と兄弟姉妹がいる場合	配偶者が $3/4$ 、兄弟姉妹が $1/4$ を相続します
亡くなった方に配偶者だけがいる場合	配偶者が <b>全て</b> を相続します
亡くなった方に子・父母・兄弟姉妹がいる場合	子が <b>全て</b> を相続します

※ 相続放棄をした人は、最初から存在しないものとして扱います。

※ 相続人が被相続人より先に亡くなっていたが、先に死亡した相続人に子どもがいた場合、その子どもが相続人の代わりに相続することもあります。これを代襲相続と言います（例：子どもが親より先に死亡していたが、孫がいた場合、その孫が子どもの代わりに相続人になります）。

### こんな場合は相続分が増える？ それとも 減る？

#### 〈寄与分に関する制度〉

親の家業に従事して親の財産を増やした場合、親を自宅で介護してヘルパーなどに頼む必要がなくなったため親の財産の減少を防いだ場合など、被相続人の財産の維持又は増加に特別の貢献をしたと評価できる場合は、民法の規定により、「寄与分」として相続分とは別に、貢献分をプラスして受け取ることができます。

寄与分がどれくらいの金額になるのかは、原則として相続人同士の話し合いで決めることとなりますが、話し合いで決着がつかない場合には、家庭裁判所に決めてもらいます。

#### 〈特別受益者に関する制度〉

共同相続人のうち特定の者だけが、住宅資金や、開業資金などをもらったというような場合、被相続人から特別の利益をもらった者として、「特別受益者」にあたります。これらの特別受益を受けた者は、その受けた利益の分だけ、相続財産が減らされることとなります。

## 遺産分割協議書の作り方

相続税の申告や、相続した不動産の登記、預金や株式の名義変更などすべての場面で遺産分割協議書の提出が必要です。遺産分割協議書には、誰がどの財産を取得したのか明確に記載します。プラスの財産（預貯金など）だけでなく、マイナスの財産（借金など）についても記載します。遺産分割協議書には決まった書式はありませんが、全員の署名捺印が必要で、印鑑は市区町村役場に届け出た実印を使用します。そして、印鑑証明書と一緒に使用します。

### 〈遺産分割がまとまらない場合〉

概ね、民法のルールに従って、具体的に誰がどの財産を受け継ぐのかを決めます。

遺産が、金銭だけであれば、相続割合にしたがって割り算をすれば済みますからもめることは多くないのですが、不動産が遺産に含まれている場合には、その不動産をいくらと評価するのか、誰が引き継ぐのか、売却して売却代金を分けるのか、など問題山積で、もめることが多いのです。

まして、寄与分や特別受益を主張する人が出てくると、さらに問題は複雑になります。

遺産分割でもめたために、兄弟同士なのに、互いに口もきかなくなったという事態に至ることも珍しくはありません。

遺産分割協議がまとまらない場合は、親族間の人間関係が悪くなる前に、専門知識を持つ第三者に相談することをオススメします。利害の対立を法的な立場から解決するには弁護士が適切です。

第三者が加わっても解決しない場合は、家庭裁判所の調停に持ち込むのも有効です。

遺産分割の調停は、相続人の1人あるいは何人かが、残る全員を相手方として申し立てます。

また、調停でも話がまとまらない場合は、自動的に審判手続きに移行します。

審判手続きでは、さまざまな事情を考慮して、裁判官が遺産分割の審判をします。

遺産分割協議書

被相続人山田太郎の相続人山田花子，同山田一郎，同山田二郎は，被相続人の遺産を下記のとおり分割することに同意する。

記

第1条 相続人山田花子は，次の相続財産を取得する。

- |   |    |      |                                 |
|---|----|------|---------------------------------|
| 1 | 土地 | 所在   | 長崎市〇〇町1丁目                       |
|   |    | 地番   | 2番3号                            |
|   |    | 地目   | 宅地                              |
|   |    | 地積   | 180.00平方メートル                    |
| 2 | 建物 | 所在   | 長崎市〇〇町1丁目2番3号                   |
|   |    | 家屋番号 | 2番3号                            |
|   |    | 種類   | 居宅                              |
|   |    | 構造   | 木造瓦葺2階建                         |
|   |    | 床面積  | 1階100.00平方メートル<br>2階65.00平方メートル |
| 3 | 負債 |      | 〇〇銀行興善町支店100万円                  |

第2条 相続人山田一郎は，次の相続財産を取得する。

- |           |      |      |
|-----------|------|------|
| 〇〇銀行大波止支店 | 普通預金 | 口座番号 |
| 〇〇銀行銅座支店  | 定期預金 | 口座番号 |

第3条 相続人山田花子は，その取得した相続分の代償として，相続人山田二郎に対し，金〇〇万円を支払う。

第4条 本遺産分割協議書により，被相続人の遺産は全て分割されているが，万一今後，本件遺産分割協議書記載の遺産以外の遺産が発見されたときは，別途，話し合いをする。

第5条 本件各相続人は，相互に協力し，円滑な遺産分割の実現に必要な署名・捺印についても誠実に行うものとする。

以上のように相続人全員による遺産分割協議が成立したので，本件遺産分割協議書を3通作成の上，本件各相続人は各1通を所持するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

相続人山田花子

氏名

住所

実印

相続人山田一郎

氏名

住所

実印

相続人山田二郎

氏名

住所

実印

## 遺言のススメ

「うちの家族に限って、相続でもめるなんてありえない」「たいした財産もないのに遺言なんて・・・」  
とお思いになれるかもしれません。しかし、実際に相続トラブルで相談に来られる方の多くは、生前にはそう考えられていたのです。そして、その半数以上は、遺言があれば回避できたはずのトラブルです。以下のような場合は、是非遺言の作成をお勧めいたします。

- お子様がおられない場合
- 再婚された方
- 企業の経営者の方
- 特定の方に財産を残されたい方
- 遺産トラブルを未然に防ぎたい方
- 法定相続人以外に財産を残されたい方



また、遺言は、それぞれ遺言の種類（一般的なのは、①自筆証書遺言（自分で書くもの）と、②公正証書遺言（公証人に書いてもらうもの）の2種類です）によって法律で書き方が決められています。

せっかく書いた遺言書に不備があっては元も子もありません。

また、遺言書の内容にも注意する必要があります。相続人には、「遺留分」と言って、最低限の取り分がありますので、それに配慮しないような遺言であれば、後から、相続人同士が遺留分減殺請求と行使して、争うことにもなりかねません。

きちんとした遺言書を作成したいのであれば、一度弁護士にご相談されることをお勧めいたします。

## 遺留分について

民法は、一定の相続人に対しては、遺言をもってしても奪うことのできない相続人の最低限の取り分を用意しています。それを遺留分といいます。

遺留分に配慮していない遺言でも、有効ではありますが、遺留分を侵害された相続人は、他の相続人に対して、相続開始から1年以内に限り、遺留分減殺請求権を行使することができますので、争いの種をはらむ遺言と言えます。

例として多いのが、被相続人が、跡継ぎと考えた子ども（長男の場合が多い）に対して、自宅である土地建物のほか、預貯金などもすべて相続させると書いた遺言です。長男以外の子どもが、これに納得すれば何も問題はないのですが、なぜ長男だけ良い目を見るのかと不満を持つことが多いのではないのでしょうか。

この場合、遺留分に相当する預貯金を、他の子ども達に相続させるという内容の遺言を作成しておけば、争いは防げるのです。



## 遺言の保管について

遺言は書面で作成されることになっていますが、遺言によって自らの意思を実現するためには、その遺言書を相続人に見つけてもらわなければなりません。発見してもらえなければ、せっかく作成した遺言は何の効果もありません。したがって、遺言書は遺言者が亡くなった後には、その遺言書を相続人に見つけてもらわなければなりません。発見してもらえなければ、せっかく作成した遺言は何の効果もありません。したがって、遺言書は遺言者が亡くなった後に相続人がすぐにわかるような場所で、かつ隠されたり、勝手に書き換えられたりする心配の無い場所に保管しておく必要があり、弁護士に保管してもらえれば安心です。





## ●岩永法律事務所の安心サービスメニュー●

ご予約



初回無料相談（2回目以降5,250円／30分につき）



調査

相続財産調査，財産目録作成



### 相続手続

- 遺言の検認・執行
- 遺産分割協議書の作成
- 相続に関する調停・審判
- その他相続手続き対策

### 生前対策

- 遺言書の作成・保管
- 相続対策のご相談
- 事業承継のご相談
- その他ご生前対策

※ 必要に応じ、公認会計士，税理士，司法書士などと協議をしています。

### 相続セミナー・講演

- 勉強会，会合での出張セミナー・講演依頼も承ります。

### 相続トラブル相談会 随時受付中

平日の毎日相談，夜間，土曜相談を常設しております。

予約電話

**095-829-2120**

業務時間（平日）午前9時00分～午後6時00分（土曜日）午前9時00分～12時00分

※相談受付は，上記業務時間中に必ず電話でご予約下さい。

# 岩永法律事務所

**Best …… 私たちは依頼者の幸せのために最善を尽くします。**

**Get …… 私たちは依頼者の立場で行動し、利益獲得を目指します。**

**Quality … 私たちは依頼者に対する「法的サービス」の品質向上に努めます。**

## 所長ごあいさつ

岩永隆之 弁護士  
岩永法律事務所 所長  
長崎県弁護士会会員

弁護士は、裁判をすることだけが仕事であると考えられがちですが、実は、裁判前に交渉したり、協議をしたりして事件が本格的な争い（相続では兄弟間の仲違い）になる前に解決することが多くありますし、その方がよりよい解決であるとも言えます。

相続やその他のことで問題になりそうだとか、問題を起こしたくない、あるいは小さな問題のうちに解決したいという方は、ぜひご相談ください。

事務所ホームページは  
こちらからどうぞ

岩永法律事務所

検索

<http://www.iwanaga-law.jp/>



## 事務所概要

### 岩永法律事務所

〒850-0032 長崎市興善町4番5号 カクヨウBLD5階

弁護士 岩永隆之  
弁護士 黒岩英一

TEL 095-829-2120  
FAX 095-829-2121  
Mail iwanaga-ta@ace.ocn.ne.jp

## 交通アクセス

### ■JR長崎駅より

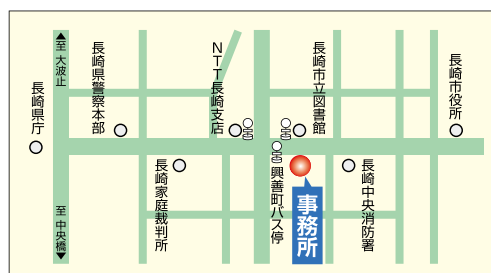
徒歩	10分
タクシー	3分
路面電車	1番系統「正覚寺下」行きに乗車 「大波止」で下車し、徒歩8分 「西浜町」で下車し、徒歩10分
バス	「中央橋」方面行きに乗車 「興善町」で下車し、徒歩1分 「中央橋」で下車し、徒歩5分

### ■長崎空港より（リムジンバス）

「ながさき出島バイパス経由長崎駅前」行きに乗車し、約50分。「中央橋」「県庁前」「大波止」で下車。  
※県庁前で下車することをおすすめします。

### ■高速道路から

長崎自動車道 長崎ICから「ながさき出島バイパス」を経由し、10分  
※車でお越しの方は、近隣の有料駐車場をご利用下さい。



## 相続トラブル相談会 随時受付中

平日の毎日相談、夜間、土曜相談を常設しております。

予約電話

**095-829-2120**

業務時間（平日）午前9時00分～午後6時00分（土曜日）午前9時00分～12時00分

※相談受付は、上記業務時間中に必ず電話でご予約下さい。